

○米原市林地台帳および地図の公表等に関する要綱

平成31年1月25日

告示第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第191条の4第1項に規定する林地台帳および法第191条の5第2項に規定する森林の土地に関する地図（以下「林地台帳等」という。）について、法第191条の5の規定による公表、法第191条の6の規定による林地台帳等の正確な記載を確保するための措置および森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「施行令」という。）第10条の規定による林地台帳に記載された事項の提供について、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 林地台帳等の公表の対象は、林地台帳に記載された事項（森林の土地の所有者の氏名または名称および住所を除く。）および森林の土地に関する地図とする。

(公表の方法)

第3条 林地台帳等の公表の方法は、林務を担当する部署の窓口（以下「担当窓口」という。）での情報端末による閲覧または写しの交付（以下「閲覧等」という。）とする。

(閲覧等の申請)

第4条 林地台帳等の閲覧等を申請する者（以下「申請者」という。）は、林地台帳等閲覧・交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、林地台帳等の情報を次に掲げる事項に利用する場合は、閲覧等を行うことができない。

- (1) 森林の土地の権利を確定すること。
- (2) 森林の土地の所有の境界を確定すること。
- (3) 森林の土地の売買等に係る証明資料として用いること。
- (4) 申請書に記載した利用目的以外に利用すること。
- (5) 閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供すること。ただし、法人による申請の場合においては、その法人内部での利用を可とする。

2 前項の申請は、担当窓口へ直接持参または郵送等による送付により行うことができるものとする。

3 代理人により第1項の申請を行う場合においては、委任状（様式第2号）または代理人選任届等の申請者の意思が確認できる書類の原本を申請書に添付しなければならない。

4 法人として第1項の申請を行う場合においては、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類および担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示しなければならない。

5 林地台帳等の写しの交付の申請を郵送等により行う場合においては、2以上の申請者の本人等確認書類の写しを申請書に添付するとともに、閲覧および写しの作成に要する手数料（現金または定額小為替証書による納付とする。）のほか、返信用封筒（郵送等に係る費用を申請者が負担しているもの）をあわせて送付しなければならない。

（申請書等の確認）

第5条 担当窓口の担当者は、申請書の記載事項、委任状または代理人選任届等、本人等確認書類その他の提出書類を確認し、申請書等に不備がある場合は補正を求め、不備がない場合は留意事項を説明して申請者または担当窓口に来た者がその旨を了承していることを確認するものとする。

2 担当窓口の担当者は、申請書に記載されている利用目的が開発または不動産開発の場合においては、伐採等届出制度や林地開発許可制度の説明を行うものとする。

3 市長は、管理用の簿冊により申請書を保管するものとする。

（閲覧等）

第6条 市長は、前条の規定による確認により林地台帳等の閲覧または写しの交付についての可否を決定し、担当窓口の担当者により申請者または担当窓口に来た者にその旨を伝えるものとする。

2 市長は、前項の場合において閲覧または写しの交付が可である場合は、林地台帳等を閲覧させ、または写しを交付するものとし、準備に時間を要する場合は、申請者または担当窓口に来た者に説明して後日に行うことができるものとする。

3 市長は、必要に応じて担当窓口の担当者により閲覧の補助を行わせることができる。

4 市長は、米原市手数料条例（平成17年米原市条例第53号。以下「手数料条例」という。）に基づき、閲覧または写しの交付を受けた者に対して次に掲げる手数料を徴収するものとする。

（1） 閲覧 手数料条例別表その他の部公簿、公文書および図面の閲覧の項に掲げる手数料の額

（2） 写しの交付 手数料条例別表情報公開および個人情報の開示の部第1号および第2号の項に掲げる手数料の額

（情報提供の対象）

第7条 林地台帳等の情報提供は、林地台帳等の全ての記載事項を対象とする。

(情報の提供先)

第8条 市長は、施行令および森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）の定めに基づき、森林施業の適切な実施または施業の集約化に資すると認められるときに、次の者に対して林地台帳等の情報を提供できるものとする。

- (1) 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者または当該森林所有者から森林の施業もしくは経営の委託を受けた者
- (2) 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者または当該森林所有者から森林の施業もしくは経営の委託を受けた者
- (3) 滋賀県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る法第11条第5項の認定を受けた森林所有者または森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- (4) 農林水産大臣または滋賀県知事

2 市長は、前項第1号および第2号の場合において、当該森林の土地の所有者の配偶者、直系尊属または直系卑属は所有者本人とみなし、林地台帳等の情報を提供することができるものとする。

(情報提供の申出)

第9条 林地台帳等の情報提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、林地台帳等情報提供依頼申出書（様式第3号。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、提供される情報を第4条第1項各号に掲げる事項に利用する場合は、情報提供を受けることができない。

- 2 前項の申出は、担当窓口へ直接持参または郵送等による送付により行うことができる。
- 3 代理人により第1項の申出を行う場合においては、委任状（様式第2号）または代理人選任届等の申出者の意思が確認できる書類の原本を申出書に添付しなければならない。
- 4 法人として第1項の申出を行う場合においては、当該法人が森林を所有していることを証明する書類を申出書に添付し、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類および担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類（従業員証等）を提示しなければならない。
- 5 申出を郵送等により行う場合においては、2以上の申出者の本人等確認書類の写しを申出書に添付するとともに、写しの作成に要する手数料（現金または定額小為替証書による納付とする。）のほか、返信用封筒（郵送等に係る費用を申請者が負担しているもの）をあわせて送付しなければならない。
- 6 前条第1項第1号および第2号に掲げる者が第1項の申出を行う場合においては、次の書

類を申出書に添付しなければならない。

- (1) 所有する地番を証明する書類
- (2) 委任を受けていることの証明書（森林の土地の所有者または森林の所有者から森林の施業または経営の委託を受けている者が申出を行う場合）

7 前条第1項第3号に掲げる者が第1項の申出を行う場合においては、次の書類を申出書に添付しなければならない。

- (1) 対象森林が滋賀県内で森林経営計画の認定を受けていることの証明書
- (2) 会社または法人の登記事項証明書（林業事業体等法人の場合）

8 前条第2項に掲げる者が申出を行う場合においては、次の書類のいずれかを申出書に添付しなければならない。

- (1) 遺産分割協議書
- (2) 除籍・戸籍謄本
- (3) 改製原戸籍謄本

9 林地台帳の情報とあわせて地図の提供を受けたい場合は、申出書備考欄にその旨記載するものとする。

（申出書等の確認）

第10条 担当窓口の担当者は、申出者が第8条第1項各号のいずれかに該当するもので、申出書の記載事項、委任状または代理人選任届等、本人等確認書類その他の提出書類を確認し、不備がある場合は補正を求め、不備がない場合は留意事項を説明して申出者または担当窓口に来た者がその旨を了承していることを確認するものとする。

2 前項の申出者または担当窓口に来た者が留意事項を了承したときは、林地台帳等の情報提供に係る留意事項について（様式第4号）に記入押印したもの2部（提出用および申出者保管用）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、管理用の簿冊により申出書を保管するものとする。

（情報提供の決定）

第11条 市長は、申出書等に不備がない場合は情報提供が可能である旨を伝え、不備がある場合はその内容を具体的に説明して補正を求めるか、情報提供ができない旨を伝えるものとする。

（情報提供の方法）

第12条 市長は、担当窓口において林地台帳等の情報提供を書面（所定の様式に印刷したもの）または電子データにより行うものとする。なお、準備に時間を要する場合は、申出者ま

たは担当窓口に来た者に説明して後日提供することができるものとする。

(情報提供に係る経費)

第13条 林地台帳等の情報提供を受ける場合の手数料は、無償とする。

2 交付する資料が書面の場合においては、第6条第4項第2号に定める手数料の額を徴収するものとし、電子データの場合においては、申出者が準備した記録媒体に保存することとし、その料金は無償とする。

3 申出者が第8条第1項第3号および第4号の場合においては、前項に規定する手数料は無償とする。

(修正申出の対象)

第14条 森林の土地の所有者は、所有する森林の土地に係る次の事項について、林地台帳等の修正申出を市長に行うことができる。

(1) 登記簿上の所有者の氏名および住所

(2) 現に所有している者または所有者とみなされる者の氏名および住所

(3) 森林の土地に関する地図の地番

(修正の申出)

第15条 修正の申出を行おうとする者(以下「修正申出者」という。)は、林地台帳または森林の土地に関する地図の修正申出書(様式第5号。以下「修正申出書」という。)に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 修正申出を行おうとする森林の土地の所有を証明する書類

(2) 修正事項を証明する書類

2 前項の申出は、担当窓口へ直接持参または郵送等による送付により行うことができるものとする。

3 代理人により第1項の申出を行う場合においては、委任状(様式第2号)または代理人選任届等の申出者の意思が確認できる書類の原本を添付しなければならない。

4 法人として第1項の申出を行う場合においては、当該法人の名称、所在地等が確認できる書類および担当窓口に来た者と法人との関係が確認できる書類(従業員証等)を提示しなければならない。

5 第1項の申出を郵送等により行う場合においては、2以上の申出者の本人等確認書類の写しを修正申出書に添付しなければならない。

(修正申出書等の確認)

第16条 担当窓口の担当者は、修正申出書の記載事項、委任状または代理人選任届等、本人等

確認書類その他の提出書類を確認し、修正申出書等に不備がある場合は受理できない旨を伝え、適宜、修正申出書の修正等の補助を行うものとする。

2 市長は、管理用の簿冊により修正申出書を保管するものとする。

(修正要否の結果通知)

第17条 市長は、前項の確認により修正の要否を判断し、修正することに決定した場合は様式第6号その1により、修正しないことに決定した場合は様式第6号その2により、修正申出者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

林地台帳等閲覧・交付申請書

年 月 日

米 原 市 長 様

申請者 住所 } 法人にあっては、  
主たる事務所の所在地

氏 名 } 法人にあっては、  
名称および代表者の氏名 ㊟

電話番号

次の森林の土地に関する林地台帳の記載事項および森林の土地に関する地図を閲覧したい（写しの交付を受けたい）ので、下記のとおり申請します。

記

	番号	市町村	大 字	字	地 番
閲覧しようとする 森林の土地の 所在および地番	1				
	2				
	3				
台帳記載事項の 利 用 目 的					
閲覧しようとする 情 報 の 種 類					
写 し の 交 付	希望する		希望しない		
留 意 事 項	<input type="checkbox"/> 以下の事項を了承する。 ・林地台帳および地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳および地図は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳および地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。 ・林地台帳および地図の閲覧により得た情報は、申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと。 ・林地台帳および地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合は、内部利用は可）。				
備 考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 2 台帳記載事項の利用目的欄には、「森林施業の実施」「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。
- 3 閲覧しようとする情報の種類欄には、「林地台帳」「森林の土地に関する地図」あるいは「林地台帳および森林の土地に関する地図」と記載すること。
- 4 地番が特定されない場合においては、字単位等での申請を行うこともできる。
- 5 法人による申請の場合であって、代表者以外の者が窓口で閲覧・交付申請を行う場合、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載すること。

様式第2号（第4条・第9条・第15条関係）

（ 参考 ）

林地台帳等の閲覧（写しの交付）・情報提供・修正に関する委任状

年 月 日

米 原 市 長 様

委任者 住 所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$   
氏 名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{名称および代表者の氏名} \end{array} \right]$  ㊟  
電話番号

下記の者を代理人と認め、林地台帳等の〔閲覧（写しの交付）・情報提供・修正〕に関する権限を委任します。

（※不要な項目を二線で消去のこと。）

記

1 権限を委任する代理人の住所および氏名

代理人 住 所  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{主たる事務所の所在地} \end{array} \right]$   
氏 名  $\left[ \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{名称および代表者の氏名} \end{array} \right]$  ㊟  
電話番号

2 権限を委任する森林の所在

様式第3号（第9条関係）

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

米原市長様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 申出者 氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）  
 電話番号

次の森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定により申し出ます。

記

	番号	市町村	大字	字	地番
森林の土地の所在および地番	1				
	2				
	3				
林地台帳に記載された事項の使用目的					
備考					

注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 森林の土地の所在および地番欄は、番号欄の番号に対応して一筆の土地ごとに記載すること。
- 3 林地台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名および住所の把握」「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名および住所の把握」「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名および住所の把握」などと具体的に記載すること。
- 4 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業または経営の受委託の契約書、森林経営計画およびその認定書その他の森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付すること。
- 5 備考欄には、法人による申出の場合であつて、代表者以外の者が申出書を持参するときは、当該申出書を持参した者の氏名、住所および連絡先を記載すること。また、市から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- 6 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

様式第4号（第10条関係）

林地台帳情報提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・林地台帳および地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。</li><li>・林地台帳および地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。</li><li>・林地台帳および地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。</li><li>・提供を受けた林地台帳および地図の情報は、申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。</li><li>・提供を受けた林地台帳および地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）。</li></ul>
備考	

（申出者記載欄）

林地台帳情報提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

米 原 市 長 様

年 月 日

申出者 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）  
電話番号

印

様式第5号（第15条関係）

林地台帳または森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

米 原 市 長 様

申出者 住所 { 法人にあっては、  
主たる事務所の所在地 }  
氏 名 { 法人にあっては、  
名称および代表者の氏名 } ⑩  
電話番号

次の森林の土地について林地台帳または森林の土地に関する地図に記載の漏れまたは誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定により申し出ます。

記

森 林 の 土 地 の 所 在 お よ び 地 番	米原市大字 字 地番
修 正 を 求 め る 事 項	
修 正 を 求 め る 理 由	
備 考	

注意事項

- 1 修正を求める森林の所在する市ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 修正を求める事項欄には、林地台帳または森林の土地に関する地図において、修正を求める事項および修正内容を記載すること。
- 4 修正を求める理由欄には、「相続のため」「所有者の転居のため」「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- 5 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

様式第6号その1（第17条関係）

（修正することに決定した場合）

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書	
番 号 年 月 日	
（修正申出者の氏名または名称） 様	
米 原 市 長 印	
年 月 日付けで申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。	
記	
森林の土地の所在および地番	
修正を行う事項	

様式第6号その2（第17条関係）

（修正しないことに決定した場合）

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書	
番 号 年 月 日	
（修正申出者の氏名または名称） 様	
米 原 市 長 印	
年 月 日付けで申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正しないこととしたので、同条第4項の規定に基づき通知します。	
記	
森林の土地の所在および地番	
修正を行わないこととした理由	